

令和7年度

国民健康保険税

・後期高齢者医療保険料について

国民健康保険税 賦課限度額の引き上げ



源 ねりかま

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに賦課限度額が設けられています。このうち、医療給付費分を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分を24万円から26万円に引き上げ、合計109万円となります。介護納付金分は変わりません。

後期高齢者医療保険料 保険料率・賦課限度額について

後期高齢者医療保険料は宮城県後期高齢者医療広域連合で2年に一度見直されます。令和7年度の保険料および賦課限度額は令和6年度と同様表Bのとおりです。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 低所得者層への軽減措置の 判定基準額の見直し



なのっちー

世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計が基準以下の場合、国民健康保険税(均等割額と平等割額)と後期高齢者医療保険料(均等割額)が軽減されます。表C

表A 令和7年度国民健康保険税賦課限度額

医療給付費分	66万円 (65万円)
後期高齢者支援金分	26万円 (24万円)
介護納付金分	17万円 (変更なし)
合計	109万円 (106万円)

※カッコ内は前年度までの限度額

表B 令和6年度・7年度の後期高齢者医療保険料

年間保険料 賦課限度額 80万円(66万円)	均等割額	1人当たり 47,400円 (44,640円)
	所得割額	賦課のもととなる所得 ×9.28% (8.62%)

※カッコ内は引き上げ前(令和4・5年度)の税率

表C 令和7年度からの軽減判定基準額

区分	世帯の被保険者と世帯主の所得の合計額
7割軽減 (変更なし)	基礎控除額43万円 + (給与所得者等の数 ^{*1} -1) × 10万円 以下
5割軽減	基礎控除額43万円+ (30.5万円 × 被保険者数 ^{*2}) + (給与所得者等の数 ^{*1} -1) × 10万円 以下
2割軽減	基礎控除額43万円+ (56万円 × 被保険者数 ^{*2}) + (給与所得者等の数 ^{*1} -1) × 10万円 以下

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等の支給を受ける方(65歳未満は公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上は公的年金等の収入が125万円(15万円特別控除を含む)を超える方)を指します。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行したものを含む。



わかりん

7月中旬にお届けします!

国民健康保険税納税通知書は世帯主の方へ、後期高齢者医療保険料納入通知書は個人ごとに送付します。
内容を確認のうえ、納期限までに納付をお願いします。

国民健康保険税(本賦課) 納税通知書

後期高齢者医療保険料 納入通知書

国民健康保険税の計算について
後期高齢者医療保険料について
保険税・保険料の納付について

問 税務課諸税係 ☎355-5916
問 保険年金課医療係 ☎355-6519
問 収納課 ☎355-5936

市・県民税の申告はお済みですか!?



国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の計算、軽減措置の判定、高額療養費の支給区分判定のためには、世帯主を含めた世帯全員分の所得の申告が必要です。

申告がお済みでない方がいらっしゃる世帯へ、6月中旬に申告案内の文書をお送りしますので、申告をお願いします。

問 税務課市民税係 ☎355-5914